

平成30年度住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金

市は、東日本大震災で被災した人を対象として、自らが居住する住宅に太陽光発電システムなどの新エネルギー設備を新たに設置する人に補助金を交付します。

●対象

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および平成23年4月7日に発生した余震により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊または一部損壊の被害を受けた人が、自ら居住する住宅に新たに設置した、または設置を予定している新エネルギー設備（太陽光発電システム、家庭用蓄電池、ペレットストーブ）

●補助金額

①太陽光発電システム（ただし、太陽電池の最大出力が3kW以上のもの）

- 3kW以上4kW未満……3万円
- 4kW以上5kW未満……4万円
- 5kW以上……5万円

②家庭用蓄電池

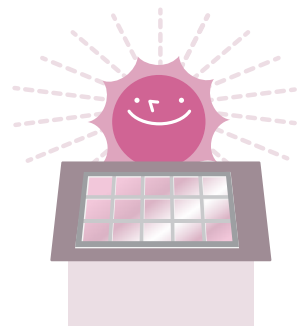
設置経費の10分の1（補助限度額……5万円）

③ペレットストーブ

設置経費の10分の1（補助限度額……3万円）

●申請期限 平成31年2月28日(木)

※予算額に達し次第期限前に終了する場合があります。提出書類など詳しくは、お問い合わせください



問い合わせ 市環境課 環境保全係 ☎27-8453

災害援護資金貸付制度の 申込期限が延長されました

災害援護資金制度の申込期限が平成31年3月31日に延長されました。この制度は、東日本大震災で被害を受けた住まいの再建やそれに付随した家財の購入などに利用することができます。

対象（次の①～③のいずれかに該当）

- ①世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1カ月以上
- ②住居被害が半壊以上
- ③家財におおむね3分の1以上の損害

※震災当時、釜石市内に居住していることが必要です

※所得による制限があります

※審査の結果によっては、希望に沿えない場合があります

貸付限度額

被災の程度により150万円～350万円

貸付条件

- 利率 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%
- 償還期間 13年
※据え置き期間6年を経て、7年目から返済が始まります
- 償還方法 年賦または半年賦

申込期限

平成31年3月31日

問い合わせ 市地域福祉課 地域福祉係 ☎22-0177



被災地通学支援事業が 始まります

平成30年4月から、被災地の児童・生徒の通学を支援するため、三陸鉄道とその沿線地域の路線バスを対象に、通学定期券の割引販売事業が始まります。



対象	県沿岸市町村在住の通学定期券を購入することができる児童・生徒・学生
期間	平成30年4月から平成33（2021）年3月までの3年間
割引率	2分の1 ※いわての学び希望基金奨学金受給者は3分の2
交通機関	三陸鉄道、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北 ※釜石市内では三陸鉄道、岩手県交通広域路線バス（赤浜線、釜石船越線）が対象 ※市内コミュニティバスの定期券未発売期間は対象外
申し込み	ご利用の交通機関へお申し込みください

問い合わせ
県地域振興室 ☎019-629-5204
市生活安全課 交通政策係 ☎27-8451



運転免許証の自主返納を考えてみませんか

運転免許を所有している人で、加齢や病気などにより「運転に自信がなくなった」「家族に心配されている」など、運転に不安を感じている場合は、本人の申請により全部または一部の免許を返納することができます。運転免許を自主返納した場合、申請により公的身分証明書として生涯使用できる「運転経歴証明書」を受け取ることができ、これを提示することで受けられる優遇措置もあります。

窓口

沿岸運転免許センター（八雲町3-1）

※運転免許証の自主返納、運転経歴証明書の交付申請ができません

運転経歴証明書を提示すると受けられる優遇措置

- 三陸鉄道、ここにこバスの運賃半額
- タクシー協会加盟のタクシー料金1割引き
- サンデー釜石店で購入した商品の、配達サービス無料券を呈呈

自主返納や運転経歴証明書の交付申請に必要なもの

- 運転免許証
- 運転経歴証明書交付手数料 1,000円（岩手県収入証紙）
※申請できる期間は運転免許の返納後5年以内
※既に運転免許証返納済みの場合、申請者の住民票や健康保険証などの提示が必要



問い合わせ 沿岸運転免許センター ☎23-1515
市生活安全課 交通政策係 ☎27-8451



福祉タクシー助成券を 交付します

市は、在宅重度障がい者のタクシー利用料のうち、基本料金分について助成しますので、対象となる人はお申し込みください。
なお、平成29年度分の福祉タクシー助成券（緑色のもの）をお持ちの方は、平成30年度分と交換しますので各受付場所へご持参ください。

●対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの人
- ②で、視覚障がい1級・下肢機能障がい1級・体幹機能障がい1級の認定を受けている人
- ③療育手帳をお持ちの人でA判定を受けている人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、または障害年金1級の項第10号（精神障がい）を受給している人
- ※障がい者支援施設などに入所している人、自動車税・軽自動車税の免除を受けている人は該当しません

- 持ち物：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書（精神障がいの場合）のいずれか
- 利用できるタクシー会社
文化タクシー（中妻町） ☎23-5038
釜石タクシー（大町） ☎22-3381
西円タクシー（天神町） ☎22-1540
青葉タクシー（小川町） ☎23-5911
中山福祉タクシー（小佐野町） ☎23-6615
前勝タクシー（鶴住居町） ☎28-3232
太陽タクシー（鶴住居町） ☎28-1414
大槌タクシー（大槌町） ☎42-2256
大安タクシー（大槌町） ☎42-4131

問い合わせ

市地域福祉課障がい福祉係 ☎22-0177